

学習院大学大学院

国際文化交流研究科

「設置の趣旨等を記載した書類」

令和 7 年 3 月

学習院大学

目次

(1)	設置の趣旨及び必要性	4
①	学習院の歴史と大学院国際文化交流研究科の設置（統合）までの経緯	4
②	学習院大学大学院国際文化交流研究科の設置の趣旨	5
③	学習院大学大学院国際文化交流研究科の設置の理由・必要性	6
④	養成する人材像	8
⑤	卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）	8
⑥	教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）	9
⑦	入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）	10
⑧	社会経済の情勢と各プログラムが養成すべき人材像	11
⑨	養成する人材像及び3つのポリシーの各項目との相関及び整合性について	12
⑩	研究に対する中心的学問分野について	13
⑪	所在地の地域特性について	14
(2)	修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か	14
(3)	研究科、専攻等の名称及び学位の名称	14
(4)	教育課程の編成の考え方及び特色	15
①	各プログラム別の特徴と科目編成の考え方	17
②	カリキュラム・ポリシーと授業科目の対応関係	19
③	「新時代の大学院教育―国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて―」（答申）について	19
(5)	教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	20
(6)	特定の課題についての研究成果の審査について	23
(7)	基礎となる学部との関係	24
(8)	取得可能な資格	25
(9)	入学者選抜の概要	26
(10)	教育研究実施組織の編制の考え方及び特色	28
①	大学全体の方針	28
②	国際文化交流研究科における教員配置	29
(11)	研究の実施についての考え方、体制、取組	30
①	研究に対する基本的な考え方	30
②	研究の実施体制	30
③	研究環境の整備	31
④	研究活動をサポートする技術職員や URA の配置状況・役割・責任	31
(12)	施設・設備等の整備計画	32
①	校地、運動場の整備計画	32

② 校舎等の施設の整備計画	33
③ 図書等の資料及び図書館の整備計画	34
(13) 管理運営	35
(14) 自己点検・評価	36
① 概要	36
② 実施体制	36
③ 実施方法	37
④ 評価項目	37
⑤ 結果の活用・公表	38
(15) 情報の公表	38
(16) 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	41
① 全学的な実施体制	41
② FD 及び SD の推進	41
③ 指導補助者 (TA) 研修	42
④ 本研究科独自の取組	42
(17) 転入学する学生への措置	42
① 転入学に伴う入学予定者への情報周知	42
② 転入学に伴う教育条件の維持	43

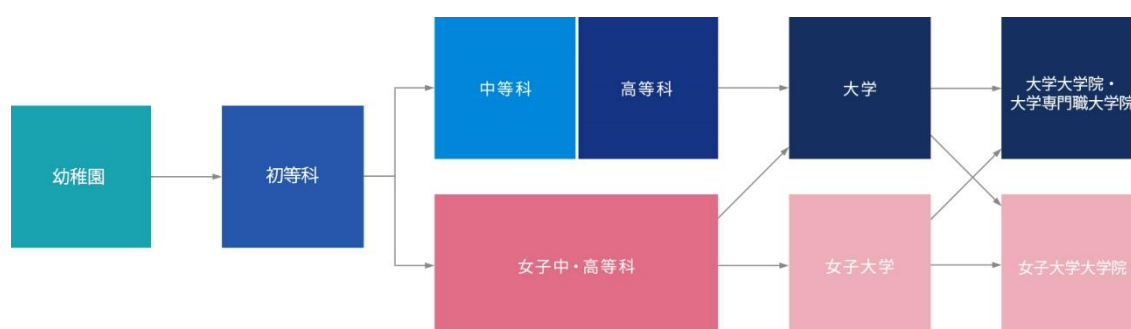
（１） 設置の趣旨及び必要性

① 学習院の歴史と大学院国際文化交流研究科の設置（統合）までの経緯

学校法人学習院は、学習院幼稚園、学習院初等科、学習院中等科、学習院高等科、学習院女子中等科・高等科、学習院大学、学習院女子大学、学習院大学大学院、学習院女子大学大学院、学習院大学専門職大学院より構成される（図１を参照）。「すべて社会的地位や身分にかかわらず広く男女学生を教育することを本旨として」、幼児の保育から高等教育まで「一貫した教養を与え、高潔な人格、確乎とした識見並びに近代人にふさわしい健全で豊かな思想感情を培い、これによつて人類と祖国とに奉仕する人材を育成する（学則総記）」ことを目的とする。

学習院は一貫教育を重視する観点から、学校間の垣根を越える教育を行い、相互の交流と連携を通して学習院の一体性が保たれている。中でも学習院大学と学習院女子大学は、相互に深い関係性を有し、教育研究においても理念を共有してきた。それは、戦後初期の学習院大学開学期において女子学生の数が少なかったため、女子の高等教育の場を求める声を受けて昭和 25 年に学習院大学短期大学部が開設、昭和 28 年には学習院女子短期大学に改称され、これが平成 10 年に改組転換されて 4 年制の学習院女子大学となった経緯があるためである。

図１ 学校法人学習院の構造



昭和 22 年の創立以来の歴史と伝統を継承する学習院であるが、現在、18 歳人口の減少にはじまり、社会のグローバル化・ボーダレス化、急速な情報化、世界的な感染症の流行、男女共同参画の実現に向けた試みなど、近年の変化から大きな影響を受けている。ただしこうした変化は、様々な制限や負荷をもたらす一方で多くの機会も生み出すものであり、予測困難な時代に柔軟に対応できる機動性と先見性が、私立学校経営においても求められている。

こうした時代に体力のある学校経営で臨み、伝統に革新を加え未来へ向けてより深化し

発展するために、学習院は令和 5 年 7 月に学習院女子大学を学習院大学へ、令和 6 年 3 月に学習院女子大学大学院を学習院大学大学院へ統合することを公表した。学習院は令和 9（2027）年に創立 150 周年の節目を迎えるが、学習院大学が国際的な視野を養う教育研究を質・量ともに充実させ、様々な分野でグローバルに活躍できる人材の育成・輩出を行い、世界の大学と伍する総合大学として飛躍するために、学習院女子大学国際文化交流学部及び同大学院国際文化交流研究科の廃止を前提として、令和 8（2026）年 4 月に学習院大学国際文化交流学部及び同大学院国際文化交流研究科として設置（統合）する。学習院女子大学及び同大学院は、令和 7 年度入学をもって学生募集を停止し、全在学生の卒業・修了等（令和 8 年 3 月）又は転学（令和 8 年 4 月 1 日）の後、別途、本法人内での廃止に係る意思決定を経て、文部科学大臣の認可の日をもって廃止する。

本設置（統合）は、平成 30 年 11 月に中央教育審議会答申において示された、私立大学の学部単位等での事業譲渡の円滑化の方針と、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」第 3 条第 6 項に基づき、建学の精神を継承しつつ、既設の大学を廃止してその職員組織等を基に学部及び研究科を設置するものである。

設置（統合）に際しては、教育研究上の目的、授与する学位の種類及び分野、教員組織の編制並びに教育課程の編成等について、学習院女子大学国際文化交流学部及び同大学院国際文化交流研究科より変更せずに継承する。校地についても、後述する地域特性等の観点から変更せず、また校舎その他設備も、同大学及び同大学院の資産を継承し、活用する。以上から、学部及び研究科ともに、開設年次から全ての学年の学生に対して教育を適切に実施することが可能である。詳細は、教育課程、教育研究実施組織、施設・設備等の各項目において後述する。

② 学習院大学大学院国際文化交流研究科の設置の趣旨

前身となる学習院女子大学大学院国際文化交流研究科は、平成 16 年 4 月 1 日に設置された。この国際文化交流研究科を基に、その同一性を保持して、学習院大学大学院の新たな研究科として、令和 8（2026）年 4 月 1 日に設置を計画している。

本研究科の概要は以下の通りである。

- 本研究科は「学習院大学大学院国際文化交流研究科」と称する。

表 1 新設組織の概要（名称、入学定員、収容定員、所在地）

新設組織	入学定員	収容定員	所在地 (研究教育を行うキャンパス)
学習院大学大学院国際文化交流研究科国際文化交流専攻修士課程	10 名	20 名	東京都新宿区戸山三丁目 20 番 1 号

学習院女子大学は平成 10 年 4 月 1 日の創設当初より国際文化交流学部を設置し、平成 16 年 4 月 1 日には大学院国際文化交流研究科を設けて、いち早くグローバル化への対応を進めてきた。本設置計画は、学習院女子大学国際文化交流学部と大学院国際文化交流研究科を基に、同一性を保持して学習院大学に新たな学部として国際文化交流学部を設置するとともに、同学部に接続する大学院研究科として国際文化交流研究科を設置しようとするものである。

グローバル化の進む現代社会において、国際文化交流は極めて重要な意義を有している。各国・各地域の文化的業績への広範な接触は、人間の新たな創造活動を促し、個性や創意の相互尊重をもたらし、精神的な豊かさや新たな活力・創造力を生み出す原動力である。しかも、文化交流は世界の人々を分離させているさまざまな心理的障壁を克服する上で特別な役割を演じており、平和を達成する有効な手段として、外交の手助けとして、あるいは国際ビジネスにおける潤滑油としてきわめて重要である。

このように、国際相互理解と国際相互協力を促進する上で「文化」はきわめて重要なファクターである。従来、「文化」の持つイメージは芸術、文学などの人文科学分野に限定されたものと捉えられがちであったが、現代において「文化」は国際関係、国際政治、経済、ビジネスにとっても無視できないものとなっているのは社会的常識に属する知見である。

一方、中央教育審議会大学分科会による令和 5 年の「人文科学・社会科学系における大学院教育の振興方策について（審議まとめ）」（6 頁）において、「人文科学・社会科学系における大学院教育の振興の意義」として、現在の地球規模の危機を背景に、「異文化を理解し多様な背景を持つ他者と対話する能力を醸成する人文科学・社会科学の必要性」と「広い視野と異質なものへの理解、多面的な思考力や判断力などを併せ持ち、新たな社会的知と価値の創造を担い得る人文科学・社会科学系高度人材の重要性」が指摘されている。

ここに示される人文科学・社会科学系の高度人材への期待は、本研究科を設置するにあたって実施した人材需要に関するインタビュー調査（「学生の確保の見通し等を記載した書類」（3）⑤）においても確認されている。異質で多様な価値観が会う場面で他者と対話する能力の育成は、国際文化交流について学び、研究する本研究科の教育の目的と合致するところである。本研究科はまさに「異文化を理解し多様な背景を持つ他者と対話する能力」の育成をめざすものだからである。

③ 学習院大学大学院国際文化交流研究科の設置の理由・必要性

学習院大学大学院に国際文化交流研究科を設置する理由・必要性は次のとおりである。

- ① 学習院大学国際文化交流学部の学部教育の理念を深化・発展させ、「日本文化に関する広範な知識とすぐれた見識」、「国際関係と異文化に対する広範な知識」、あるいは「英語による高度なコミュニケーション能力と豊かな国際的教養と論理的思考力」を備えた人材を養成し、国際文化交流の促進に寄与するためのさらなる専門的かつ高度な教育・研究を追求するため。

グローバル化が進行し、経済格差や各種の分断が進んだ今日、国際文化交流やそれを通じてもたらされる異文化理解は、新たな創造活動や精神的・文化的活力の源泉であるばかりか、国際協力・外交・通商・国際ビジネス・紛争解決等についても、絶対的に不可欠な要素になって久しい。そのため国際文化交流に関する教育・研究の意義はますます高まっている。

しかしながら、国際文化交流に関する研究分野は学際的な研究分野であり、しかも実践と経験の積み重ねの中から獲得される知見を必要とする。そのため学習院女子大学では学部における研究・教育をより発展させた高度な専門知識と実践的訓練が求められるなか、大学院修士課程を発足させ、以来、重要な研究教育を実践してきた。本申請は、これまでの実績を踏まえ、学習院女子大学大学院国際文化交流研究科との同一性を保持しつつ、学習院大学大学院に国際文化交流研究科を設置（統合）して、国際文化交流に関する学際的研究を、さらに発展させようとするものである。

- ② 国際文化交流分野にかかわる教育訓練機関として、高度な知見を持つ専門家を養成し、諸機関との相互補完関係を確立し、国際文化交流の促進に寄与するため

国際社会の今日及び将来にとって国際文化交流のもつ意義の大きさは広く共有されるに至っているが、実際的に国際文化交流を担う高度な能力をもった人材は決して多くはない。その背景には国際文化交流に関する研究・教育が未だに発展途上であり、国際系を標榜する国内の高等教育機関の数は増えてはいても、実践にも軸足を置いた教育訓練機関が不足しているという事情が考えられる。

国際文化交流の専門家となるためには、学際的研究を基盤としてもたらされる専門知識はもちろん、さまざまな技能及び実践の場が必要である。実際、文化交流機関・文化活動支援組織における幹部職員には高度な専門知識のほかに実務能力や豊富な実践経験が要求されている。「学際性」「国際性」さらに、異文化理解がもたらす他者への理解、即ち「寛容性」が必要とされるのである。

大学には人材養成機関のほか、実務者の再教育の場として、高度な専門研究機関として、さらには国内外の研究者・教育者・実務者の交流センターとしての役割が期待されている。いわば大学は国際文化交流の発展・促進の一翼を担う、欠くことのできない重要機関のひとつである。

このため、大学が国際文化交流の促進に寄与するには、何よりも大学自らがより専門的かつ高度な教育研究の充実をはかり、文化交流機関、国際協力機関、文化活動支援機関、研究

機関、行政機関等との補完関係を確立することが必要である。また、そうした諸機関との補完関係や国内外の研究者・教育者・実務者との交流がもたらすさまざまな成果を、大学教育における人材養成に活かすには、大学院における教育こそが最もふさわしいと考えられる。

以上により、大学が高等教育機関として国際文化交流の促進に寄与するためには、国際文化交流をその名に冠する本研究科の設置はいわば必然的な帰結であり、本研究科は、学習院女子大学大学院国際文化交流研究科のこれまでの人材育成や諸機関との連携の実績のうえに、その役割を引き継ぎ、任を果たしていくものである。

④ 養成する人材像

修士課程のみの本研究科は、高度な専門的職業人の養成に重点を置く。

本研究科は、国際文化交流に関わる学部教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び実践面への応用を教授研究することを通じて、アートマネジメント、国際協力、日本学・比較文化、国際関係・地域研究の専門家の養成及びそれらに関わる学術研究の専門家の養成を目的とする。そのため、高度な専門的職業人の養成に重点を置きつつも、研究者としての基礎的素養を身につけ、他の大学院・研究科の博士課程に進学する学術研究の専門家の養成も視野に入れ、少人数制を活かした柔軟な研究指導を行う。

⑤ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本研究科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は以下の通りである。

本研究科では、本学学則に定める期間在学して、30 単位以上を修得した上で、修士論文又は特定課題研究報告書を通じて以下に示した能力を身につけた者に、「修士（国際文化交流）」の学位を授与する。

1. それぞれの研究分野の専門知識を修得し、柔軟な思考力とともに論理的かつ実証的な研究を行う能力を身につけ、国際文化交流に寄与するとともに、その発展に貢献できる力を有していること。（DP1）
2. 研究成果を国内外に発信することができ、高度な技能を有する実務家として社会で活躍できる、あるいは創造性豊かな研究者となる能力を身につけていること。（DP2）

また、修了に必要な修士論文及び特定課題研究については、以下のような審査基準を設ける。

【学位論文審査基準】

- 先行研究の十分な調査

- 研究の独創性
- 論文構成の適切性（論旨の一貫性、明確性）
- 注表記、引用、参考文献の妥当性
- 研究史において研究の位置づけが明確であること
- 的確な問題提起があること
- 理論や事実に基づく分析の妥当性

【特定課題研究報告審査基準】

- 高度な専門性を有する研修計画
- 先行研究の十分な調査に基づく報告書
- 「海外特別研修」又は「インターン研修」での活動に裏付けられた理論や事実に基づく分析の妥当性
- 研究報告書の構成の適切性（論旨の一貫性、明確性）
- 注表記、引用、参考文献の妥当性
- 研究史において研究の位置づけが明確であること
- 的確な問題提起があること

⑥ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

本研究科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は以下の通りである。

国際文化交流の専門家に必要な実践能力・研究能力・問題解決能力を育成するため、以下の4つのプログラムを提供する。

- 「アートマネジメント」プログラム
- 「国際協力」プログラム
- 「日本学・比較文化」プログラム
- 「国際関係・地域研究」プログラム

1. 「アートマネジメント」プログラムでは、芸術と文化の創造・普及活動の現場において、企画・制作・運営を担当するための専門知識と技術の獲得を目的とする。（CP1）
2. 「国際協力」プログラムでは、地域の自然環境や文化・価値体系への配慮、国際関係への理解等の国際協力に必要な専門知識及び能力の養成を目的とする。（CP2）
3. 「日本学・比較文化」プログラムでは、歴史的な経緯と現代の状況を踏まえた比較文化の視点をもって日本の伝統文化と現代文化に深く習熟することを目指す。（CP3）
4. 「国際関係・地域研究」プログラムでは、諸外国、諸文化との相互理解をより専門的に追究することを目指す。（CP4）

各プログラムは、それぞれの目的に応じた専門能力を養うため、「演習科目」「実務演習科目」「特殊研究科目」「研修科目」によって編成する。また、国際交流の学際的、総合的性格を考慮し、柔軟な思考と広範な視野を養うため専門領域の異なる複数の教員による研究指導を行い、特定専門領域にとらわれない多角的視点からのアプローチや、様々な研修・インターンの機会を通じた実践経験の機会を提供する。

すべての学生にはこれらを通じて修得した高度な専門能力を証明するために修士論文もしくは特定課題研究が課される。修士論文では研究指導教員の下に進めた研究の成果をまとめる。特定課題研究では学生自らが設定したテーマに応じて、インターン研修、海外特別研修、又は国際文化交流研修を通じて獲得した研究の成果をまとめる。

⑦ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本研究科の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は以下の通りである。

本研究科は、アートマネジメント、国際協力、日本学・比較文化、国際関係・地域研究の4つのプログラムを通じて、国際文化交流の研究を展開し、それぞれの分野で国際的に活躍できるプロフェッショナルを養成することを目指し、あらゆる世代や性別、国籍の人に、門戸を開放している。

より具体的には、以下のような【求める学生像】として示している。

1. アートマネジメント、国際協力、日本学・比較文化、国際関係・地域研究の各プログラムに基づいた、本学大学院での教育によって自身の研究能力を向上させる意欲のある人。（AP1）
2. 自身の研究分野で必要とされる学部卒業程度の基礎的な知識を有している人。（AP2）
3. 修士論文・特定課題研究執筆に必要な分析力、論理的思考力、文章力を有している人。（AP3）
4. 専門分野の研究に必要な十分な語学力を有している人。（AP4）
5. 本学大学院で修めた学識を修了後のキャリアに活かそうとする人。（AP5）

入学者選抜に当たっては、以下の選抜試験を行い、各応募者の希望する分野における適性を総合的に判断して合格者を決定する。

【選抜試験】

上述の求める学生像に示した資質・能力をもつ人を選抜するため、本研究科は一般選抜入

試と学内推薦入試を実施する。詳細については、(9) 入学者選抜の概要を参照のこと。

⑧ 社会経済の情勢と各プログラムが養成すべき人材像

本研究科は以下のような社会経済の情勢を背景に、養成すべき人材像を考えている。

- ・博物館の機能の拡大にともない学芸員の役割も変化しつつあること、文化庁の諸施策にはアートマネジメントの能力が求められること、企業メセナ活動が活発化していることなどから、社会の様々な方面でアートマネジメントの能力が必要とされている。
- ・SDGs の達成に向けて、国際協力の重要性はますます高まっている。JICA の PARTNER や『NGO データブック 2021』を見ると、国際協力には確かに人材需要がある。また、多文化共生が地域の重要課題となり、インバウンド需要が拡大するなか、自治体や市民団体、一般企業でも国際協力とアートマネジメントを学んだ人材が必要とされる。

平成 17 年の中央教育審議会による「新時代の大学院教育——国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて（答申）」（9 頁）において、大学院が担うべき人材養成機能は次の 4 つにまとめられている。

1. 創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成
2. 高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成
3. 確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成
4. 知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成

修士課程のみの本研究科は、このうち 1 及び 4 の機能を中心とする大学院である。特にアートマネジメントプログラムと国際協力プログラムはこれらの機能を強く意識したものである。それに対し、日本学・比較文化プログラムと国際関係・地域研究プログラムは前者の 2 つのプログラムから派生する形で、研究に重点を置くプログラムとなっている。これらのプログラムが研究に重点を置くといっても、博士課程をもたない本研究科は、研究者や大学教員の養成の機能を単独で担うことは目指しておらず、学生は修士課程において一定の研究成果を上げた後、一般的な就職活動を通じて就職する、公務員試験を受験して公務員となる、他の大学院・研究科の博士課程に進学するなどの進路を歩むことになる。

本研究科は、アートマネジメント分野及び国際協力分野で専門知識を活用して仕事をしていく人材を育成しようとする。この場合、ターゲットとなる職種は幅広い。美術館・博物館の学芸員、国際機関や特定非営利活動法人の職員だけでなく、国家公務員や地方公務員、民間の企業・団体の職員として仕事をしていく人材も含まれる。

異質で多様な価値観が会う場面で他者と対話する能力の育成は、国際文化交流につい

て学び、研究する本研究科の教育の目的とまさに合致するところである。

以上のような理由で、各プログラムでは以下のような進路を想定している。

表2 プログラムごとに想定される進路

	想定される進路
アートマネジメントプログラム	文化行政担当の公務員、文化施設（博物館、美術館、公共ホールなど）の学芸員・企画担当・運営担当、文化芸術の企画会社、企業ギャラリーの運営担当など
国際協力プログラム	NPO・NGOの職員、国際機関職員、公務員、国際協力事業を営む一般企業など
日本学・比較文化プログラム	日本についての知見を必要とする一般企業、公務員、地方公共団体等、他の大学院博士課程への進学など
国際関係・地域研究プログラム	国際関係・世界の諸地域についての知見を必要とする一般企業、公務員、他の大学院博士課程への進学など

以下、それぞれの分野の人材需要については、本申請の「学生の確保の見通し等を記載した書類」の5頁～14頁における、さらに詳細な分析を参照。

⑨ 養成する人材像及び3つのポリシーの各項目との相関及び整合性について

別添資料（資料01 「養成すべき人材像・AP・CP・DPの関係性と整合性」）において、養成する人材像と3つのポリシーの各項目の関係性及び整合性の概要を示している。

養成する人材像は、「アートマネジメント、国際協力、日本学・比較文化、国際関係・地域研究の専門家の養成」と「アートマネジメント、国際協力、日本学・比較文化、国際関係・地域研究に関わる学術研究の専門家の養成」の2項としているが、この両者は相互に深くかかわっている。職業人としての専門家にも修士レベルの学術研究の専門家の知見が必要であり、学術研究の専門家にも、より実践的な技術や知見が必要とされるからである。

まず、DP1及び2においては、修了時に以下の能力が身につけていることを、目的に掲げている。「それぞれの研究分野の専門知識を修得し、柔軟な思考力とともに論理的かつ実証的な研究を行う能力を身につけ、国際文化交流に寄与するとともに、その発展に貢献できる力を有していること。」（DP1）と「研究成果を国内外に発信することができ、高度な技能を有する実務家として社会で活躍できる、あるいは創造性豊かな研究者となる能力を身につけていること」（DP2）である。

DP1及び2ともに、本研究科が提供する4つのプログラムにすべてに該当し、DP1～2をふまえ、CP1～4では、DPで掲げた目標を達成するために、身につけさせるべき能力について、さらに具体的に明示している。「アートマネジメント」プログラムでは、芸術と文

化の創造・普及活動の現場において、企画・制作・運営を担当するための専門知識と技術の獲得を目的とする。(CP1)。「国際協力」プログラムでは、地域の自然環境や文化・価値体系への配慮、国際関係への理解等の国際協力に必要な専門知識及び能力の養成を目的とする。(CP2)。また、「日本学・比較文化」プログラムでは、歴史的な経緯と現代の状況を踏まえた比較文化の視点をもって日本の伝統文化と現代文化に深く習熟することを目指す。(CP3)。「国際関係・地域研究」プログラムでは、諸外国、諸文化との相互理解をより専門的に追究することを目指す(CP4)。

養成する人材像と DP 及び CP が掲げる各ポリシーを実装するために、入学選抜時において、AP1～5 で挙げた「大学院での教育によって自身の研究能力を向上させる意欲」や「学部卒業程度の基礎的な知識」「分析力、論理的思考力、文章力」「十分な語学力」「修了後のキャリアへ活用する意欲」等を評価することになる。高度な専門職業人を目指すにしても将来的に学術研究の道を志望するにしても、必要な意欲、知識あるいは能力だからである。

本課程における学修の結果として提出された修士論文あるいは特定課題研究報告については、DP1 及び 2 とともに公開する「修士論文審査基準」「特定課題研究報告審査基準」に沿って審査する。その際、養成する人材像に必要な DP1～2 で示された能力、即ち、「それぞれの研究分野の専門知識を修得」しているかどうか、「柔軟な思考力・論理的かつ実証的な研究遂行能力」があるかどうか、「国際文化交流に寄与、発展に貢献」できるかどうか、評価の観点としている。さらに、「研究成果を国内外に発信する能力」に加え、「高度な技能を有する実務家として社会で活躍ないし、創造性豊かな研究者となる能力」がどれほど身についているかにも注目し、「養成すべき人材像」にある 4 つのプログラムに即した専門家あるいは将来的に学術研究の専門家にふさわしい人材かどうかを判断することとなる。

⑩ 研究に対する中心的学問分野について

本研究科において中心的な学問分野となるのは、4 つのプログラムの名称にある「アートマネジメント」「国際協力」「日本学・比較文化」「国際関係・地域研究」である。それぞれは、国際文化交流研究科の名称にふさわしく、国際文化交流の促進に寄与できる学際的な学問分野である。

アートマネジメントは、アートの急速な国際化の進行によって、近年注目されることの多い学問分野で、従来の美術史学や博物館学にとどまらず、文化経済学、文化経営学等が複合的に関連しあう分野である。国際協力は、国際文化協力をはじめ、建築学や生活文化学、環境科学といった分野が複合的に関連する学際的な学問分野である。

日本学・比較文化の日本学(Japanology)は、欧米において誕生した学問分野であり「外から」の視線を重要視する学問分野である。また、比較文化は、20 世紀後半の国際情勢の変化にともなって発展してきた学問分野である。この両者はそれぞれ、独立した学問分野としても認知されている。国際関係論・地域研究もまた、20 世紀後半の世界情勢の急速な展

開を受け、それぞれが独立した学問分野として発展してきた学問分野である。

⑪ 所在地の地域特性について

上記のように本研究科は東京都新宿区戸山三丁目 20 番 1 号にあるキャンパスにてその研究教育を行う。「学生の確保の見通し等を記載した書類」の「(2) 人材需要の社会的な動向等」で詳細に分析したように、本研究科は東京の都心部にあり、交通の便等が非常によく、以下のような地域的特性があると考えられる。

1. 中長期的な 18 歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析の結果から、また、既設組織の学習院女子大学及び学習院大学への入学者の過去データから推定して、本研究科が存在する東京都において、東京圏以外の道府県の少子化の影響はあまり受けないと考えられる。
2. アートマネジメント及び国際協力をその主要研究分野とする本研究科にとって、メセナ活動をする企業や団体、国際協力の NGO が集中する東京に多くの国際文化交流の職場があることを考えれば、そのキャンパスが東京都新宿区に所在することは地理的条件として学生確保において大きなメリットになると考えられる。

(2) 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

修士課程までの構想であり、博士課程の新設は目指していない。

(3) 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

本研究科は、既に触れたように、現在の地球規模の危機を背景に、「異文化を理解し多様な背景を持つ他者と対話する能力を醸成する人文科学・社会科学の必要性」と「広い視野と異質なものの理解、多面的な思考力や判断力などを併せ持ち、新たな社会的知と価値の創造を担い得る人文科学・社会科学系高度人材の重要性」(中央教育審議会大学分科会による令和 5 年の「人文科学・社会科学系における大学院教育の振興方策について(審議まとめ)」(6 頁))を踏まえて構想されている。

こうした社会的ニーズへの積極的な応答を趣旨とする本研究科は、国際文化交流に貢献する高度な専門職業人の育成をその重点的な目的としている。単なる国際交流ではなく「文化」、多様化した意味における「文化」がそこでは重要視されている。現代において「文化」は国際関係、国際政治、経済、ビジネスにとっても無視できないものとなっているからである。

そのため、本研究科の教育課程においては、「アートマネジメント」「国際協力」「日本学・比較文化」「国際関係・地域研究」の 4 プログラムをもうけ、多角的な方面から国際文化交流に貢献する専門職業人の育成のための大学院修士課程プログラムとしている。

したがって、本研究科の名称及び本研究科が授与する学位の名称は以下のように定めている。

【研究科の名称】国際文化交流研究科 国際文化交流専攻 (Graduate School of International Cultural Relations, Graduate Course in International Cultural Relations)

【学位の名称】修士 (国際文化交流) (Master of Arts (International Cultural Relations))

「国際文化交流」という研究科名称は、本研究科と同時に設置予定の学部名称に準ずるものだが、「文化国家としての日本の遠大な理想たる東西文化の融合」という、戦後に学習院大学の礎を築いた第18代院長である安倍能成の理念にも合致する。国際文化交流の理念は、現代においても十分なアクチュアリティを有しており、国際性を有する学位の名称としてふさわしいと考える。

(4) 教育課程の編成の考え方及び特色

カリキュラム・ポリシーを踏まえ、授業科目は以下の5つのカテゴリーに系統的に分類される。

1. 演習科目群：「アートマネジメント系科目」(CP1)、「国際協力系科目」(CP2)、「日本学・比較文化系科目」(CP3)、「国際関係・地域研究系科目」(CP4)の4つの専門領域に大別し、専門知識を様々な活動現場での実践に活かすために、演習科目では、学際的アプローチを重視する。科目によっては、フィールド調査、共同プロジェクト等を実施し、理論だけではなく事例研究を重視する。
2. 研修科目群：各種機関における研修・海外特別研修・インターン研修を通じて、文化政策・アートマネジメント・国際協力・国際社会分析における各種手法の応用・各種調査を通じた問題整理と状況把握・ニーズの把握の方法・妥当な方策の判断の仕方等を学ぶ。(CP1～4)
3. 実務演習科目群：諸文化施設・国際協力機関・研究調査機関・公共機関・NGO／NPO・民間企業等において実務に携わる上で必要とされる各種の能力を習得するために、すでに確立されている政策基礎・プロジェクト管理・コミュニケーション等の諸技能の訓練を行う。(CP1～4)
4. 特殊研究科目群：演習科目の複数の系統に共通して必要と考えられる科目を配置し、各系統が目指す研究・教育上の目標達成に資する。(CP1～4)
5. 修士論文／特定課題研究：修士論文を選択した場合は、研究指導教員の下に研究を進め、その研究成果をまとめる。一方、特定課題研究は、海外特別研修又はインターン研修を通じてなされる高度な専門性を有する研究で、学生は自らが設定したテーマに関する研究報告書を提出する。(CP1～4)

以下に、学則に定める本研究科の科目一覧を示す。

表3 授業科目一覧

授 業 科 目	単位	授 業 科 目	単位
【演習科目群】		プロジェクト・マネジメント演習	2
文化マネジメント演習	2	非営利団体演習	2
芸術文化演習	2	P R演習	2
日本学演習	2	文化資料処理法	2
比較文化演習	2	統計処理法	2
現代文化演習	2	【特殊研究科目群】	
国際文化協力演習	2	文化政策特殊研究	2
国際地域開発演習	2	文化法特殊研究	2
地域資源開発・利用演習	2	文化経済特殊研究	2
国際開発協力演習	2	アートマネジメント特殊研究	2
費用便益分析演習	2	国際関係特殊研究	2
環境コミュニケーション演習	2	地域社会特殊研究	2
国際関係分析演習	2	伝統文化特殊研究	2
国際メディア分析演習	2	現代文化特殊研究	2
地域社会分析演習	2	比較文化特殊研究	2
国際マネジメント演習	2	文化資源情報特殊研究	2
【研修科目群】		日本学特殊研究	2
国際文化交流研修	2	言語分析特殊研究	2
海外特別研修	2又は4	文化経営学特殊研究	2
インターン研修	2又は4	国際メディア特殊研究	2
【実務演習科目群】		マーケティング特殊研究	2
企画立案	2	情報メディア特殊研究	2
プレゼンテーション	2		
ドラフティング	2		
プロジェクト評価法	2		

本研究科の科目は、集中科目を除き、すべて一学期で完結する。また、海外特別研修・インターン研修及び資格課程科目を除き、原則として2単位科目として設定する。各授業科目の授業は、13週にわたる期間を単位として行われ、105分授業である。授業時間に加え、授業準備や課題の提出、予習・復習のための時間等を加味し、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成する。科目によっては、国内／海外研修など集中的に実施する場合もある。

授業の形態としては、研修科目群を除き、配当年次は特に定めず、原則的には演習形式と

する。本研究科の収容人員と開講科目数を考えても、少人数での演習形式での授業形態がふさわしく、また、そのようなインテンシヴな演習形式での授業が実施可能である。

修了のための選択必修科目数(単位)は演習科目群2科目(4単位)、実務演習科目群3科目(6単位)、特殊研究科目群3科目(6単位)、修士論文／特定課題研究1科目(単位なし)、自由選択は各科目群から7(6※)科目(14単位)で、ある程度自由度が高い設定とする。というのも、学生は入学直後に主査(指導教員)と相談して2年間の履修計画を立てることが求められ、その学生の能力や進路希望にあった履修を可能にするためである(※海外特別研修・インターン研修で4単位を取得した場合)。

履修計画を立てる際の指針となるように、各プログラムにおいて推奨される科目群／授業を例示する(資料02「プログラム別履修例」)。

このように本研究科では、研究教育の柱となる演習科目群及び実務演習科目群において、カリキュラム・ポリシーに記載した4つに分類される学生の専門分野についての修士の学位レベルにふさわしい学術的・実践的知見(CP1～4)を、修得させることが基本となる。その上で、学生ひとりひとりの学術的興味と実践的技能の修得度を考慮しつつ、関連分野に関する基礎的素養の涵養となるよう、特殊研究科目群及び研修科目群の授業科目を配置する。

① 各プログラム別の特徴と科目編成の考え方

以下、各プログラム別の特徴と科目編成の考え方をあらためて記す。

【アートマネジメントプログラム】

アートマネジメントプログラムは非営利・営利の文化芸術事業のマネジメントに携わる人材を育成するプログラムである。20世紀末に冷戦が終了し、グローバリゼーションが加速されて以降、アートの分野でも国際化が進展し、非営利・営利の国際的な文化芸術事業が急増した。同時にローカルな文化の再認識の気運も生まれ、地域の文化を活性化する事業が始まっている。いずれの局面においてもアートマネジメントの専門家が必要とされる時代になった。

本研究科のアートマネジメントプログラムはこうした動向を踏まえて設置され、主に造形芸術と舞台芸術の専門家を育成する。アートマネジメントのファンダメンタルズに始まり、文化資源、文化経済、文化経営、非営利団体、アーカイブズ、パブリック・リレーションズなどアートマネジメントの専門家となるために必要な演習科目や実務演習科目などを提供している。担当教員はアートマネジメントの実務に携わっている専門家であり、最新の研究成果、実務経験が反映された授業を受けることができる。院生の研究対象は指定管理者制度、行政の文化政策などの制度に関する課題、ミュージアムショップ、チケットティングなどの文化施設の経営の課題、コミュニティの文化活性化の課題など多岐にわたる。

【国際協力プログラム】

国際協力プログラムでは、地域の自然環境や文化・価値体系への配慮、国際関係への理解等の国際協力に必要な専門知識及び能力の養成を目的としてカリキュラムを編成している。具体的には国際協力プログラムに関する教員が、文化遺産の保全と活用、国際協力におけるNGOの役割、開発における制度の重要性、食糧をはじめとした資源とその利用など、それぞれの専門分野に関する演習を通じて国際協力の多様な側面に関する専門知識を提供する。加えて、費用便益分析、文化協力の企画立案、統計処理法、ドラフティング、プレゼンテーション、プロジェクト・マネジメントなど、国際協力の分野において必要となる、実務知識や技能を横断的に習得できる科目を提供することも、本プログラムの特徴の一つである。さらに、プログラム修了後の実務家としての活躍を支援するために、たとえば開発途上国の開発協力の現場などでのインターン研修の履修を推奨する。

【日本学・比較文化プログラム】

「日本学・比較文化」プログラムは、本大学院の4コースの中で、とくに日本について深く学ぶコースとなっている。主に文学・歴史・社会・言語が対象となるが、専門領域を越え、さらに過去から現代まで、広く学ぶことができることが特徴といえる。コースの名前にかかっている「日本学」(Japanology)は、欧米において異文化への憧憬、そして植民地政策を背景として誕生し、地域研究として発展してきたが、その強みは文化研究としての総合性と他文化との比較の視点にある。本コースにおける「比較」の意図するところは、異文化同士のいわば表面的な相違を探すのではなく、具体的な研究にもとづいた研究視座の獲得にあり、単なる日本研究ではなく、比較文化の視点を学べるカリキュラムとする。

【国際関係・地域研究プログラム】

世界には独自の歴史的・文化的背景を持つ多数の国家・地域・民族が存在し、それらの相互関係、相互作用は複雑多岐にわたる。グローバル化が進展する現代、それらの結びつきはいっそう緊密さを増しており、私たちの日常生活から国家の政策に至るまでの一切が国際社会と切り離しては考えられない。このため、国際社会の構造・プロセスを様々な側面から分析して国際問題の本質を解明し、国際社会を構成するそれぞれの国家・地域・民族の特質について理解を深め、その対応についても検討することが必要不可欠になる。

これらの課題に応えるために必要なのが、「国際関係論」や「地域研究」の学問的知見である。国際社会は複雑だが、それは国家同士の政治関係、企業活動によって起こる経済関係、諸国家・諸民族の接触による文化関係、といったようにいくつかの断面の組み合わせからなっており、それらの諸断面の交錯している場と捉えることができる。

本プログラムでは、政治、経済、外交、安全保障、法律、経営、メディア、国際機構といった側面から国際社会の構造・プロセスや国際問題の本質を分析する「国際関係論」と、国家・地域・民族の特質を理解する「地域研究」のそれぞれの研究成果を結びつけながら、国

際社会についての本質的洞察力、構造的理解力、多角的視野、動態的把握力などを養成することを旨とする。

② カリキュラム・ポリシーと授業科目の対応関係

CP1のうち、「芸術と文化の創造・普及活動の現場において、企画・制作・運営を担当するための専門知識」については、演習科目群の「文化マネジメント演習」「芸術文化演習」が基本となるが、実務演習科目群の「企画立案（文化事業）」「企画立案（文化協力）」や「文化資料処理法」等、さらに特殊研究科目群の各授業がその「専門知識」の修得に資すると想定している。また、CP1の「技術」の部分については、実務演習科目群に加え、研修科目群の各授業がそれに相当する。

CP2のうち、「地域の自然環境や文化・価値体系への配慮、国際関係への理解等の国際協力に必要な専門知識」については、演習科目群の「国際開発協力演習」や「地域資源開発利用演習（生物多様性保全利用）」「地域資源開発利用演習（食糧）」等が基本となるが、実務演習科目群の「企画立案（政策課題）」「企画立案（文化協力）」や「統計処理法」等、さらに特殊研究科目の各授業がその「専門知識」の修得に資すると想定している。CP2の「能力」の部分については、実務演習科目群に加え、研修科目群の各授業がそれに相当する。

CP3「歴史的な経緯と現代の状況を踏まえた比較文化の視点をもって日本の伝統文化と現代文化に深く習熟する」は、「日本学・比較文化」プログラムの演習科目群にある授業を基本とし、また、CP4「諸外国、諸文化との相互理解をより専門的に追究する」については、「国際関係・地域研究」プログラムの演習科目群にある授業を基本とする。その上で、それぞれのプログラムの履修例に挙げた各授業科目が、それぞれのCPに掲げられた目的を達成するのに資すると想定している（資料03 「履修モデル（例）」）。

③ 「新時代の大学院教育—国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて—」（答申）について

すでに（1）⑧（11頁）で取り上げたように、本研究科の設置趣旨は、「新時代の大学院教育—国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて—」（答申）の「大学院が担うべき人材養成機能」にまとめられた1～4のうち2及び4の機能を中心とする大学院である。また、答申の「修士課程」の項にある以下の記述に沿った内容にもなっている。

修士課程は、幅広く深い学識の涵養を図り、研究能力又はこれに加えて高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培う課程である。具体的には、1. 高度専門職業人の養成、2. 知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成を行う課程、あるいは、3. 研究者等の養成の一段階として、高度な学習需要への対応等社会のニーズに的確に対応することが求められる。（14頁）

なお、この後続く、「修士課程は多様な社会の要請にこたえて教育課程の編成を進めることが必要であり、例えば、社会人の再教育のニーズに対応する短期在学（1 年制）コース、長期在学コースの設置等の制度の弾力的な取扱いを有効に活用することなどが考えられる」（同上）については、本研究科の修了要件で、研究科委員会が優れた研究成果をあげたと認める学生に関しては、修業年限を 1 年まで短縮することがあるとして、在学期間の短縮（早期修了）を認める。また、「長期在学コース」については、大学院設置基準に基づき、長期履修制度を設け、3 年から 8 年の幅をもって、履修計画年数を入学時に選択することができる。

また、「人社系大学院の修士課程」の項では、「知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材層の養成に当たっては、主として人社系大学院の修士課程が中核的な役割を果たすことが期待される」（同上）と求められているとおり、本研究科はその研究教育の専門性と学際性において、ここで謳われているような人材育成に取り組もうとしている。

ここに続く「さらに、近年、特に東アジア地域において、急速な経済成長等を背景に環境破壊、ゴミ処理、食品安全等が深刻な社会問題となっており、人社系大学院の修士課程においては、こうした国々の行政官等を留学生として受け入れ、再教育する役割が求められている。同様に、国内の公共部門における人材養成への取組も期待されている」（同上）については、本研究科の国際協力プログラムには環境学の専門家が配置されており、学際的な学びの環境の中で留学生を受け入れるだけでなく、「国内の公共部門における人材育成」もまた、アートマネジメントプログラムや国際協力プログラムの在学生のみならず、本研究科のすべての学生に、重要な進路として継続して指導を行う予定である。

（５） 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

DP1 及び 2 にしたがって設定された CP1～4 と、各プログラムの具体的内容及び科目群との関係は（４）において記述したとおりである。

それらを踏まえて開講される本研究科の各科目は、大学院の授業であるので、少人数制を基本とし、そのほぼすべてが演習授業である。研究科の収容定員は各学年 10 名であり、各科目に特に受講者数の上限等の設定はないものの、旧研究科(学習院女子大学大学院国際文化交流研究科)においては、春学期に 43 科目、秋学期に 49 科目（集中科目も含む）程度の授業の開講しており、それとの同一性を保っている。本研究科においても、演習形式の授業運営に支障をきたさない設定となっている。授業担当の専任教員は 31 名であり、S/T 比は 0.65 程度である。

本研究科への入学希望者は、受験時に詳細な研究計画書を提出するのみならず、希望するプログラムを明示し（入学後の変更は認めない）、希望する指導教員（主査）の名前を複数名あげることとする。入学後指導することになる可能性の高い教員は、当該学生の口述試験に立ち会い、学生の資質等を直接知ることができる。入学後、指導教員（主査）を正式に決

定する。入学が許可された場合、それ以降の教育は、スケジュール表(資料 04 「大学院修了までのスケジュール」)に沿って実施されるが、ここでは主たる学生指導の概要について説明する。

当該学生は、入学後すぐ、指導教員(主査)と面談し、受験時に提出した研究計画をベースにして、修了までの2年間の授業の履修計画を相談の上、大まかに決定する(研究の進捗状況によっては、履修計画はその都度、変更可能)。学生の研究の進捗状況をつねに知っておくためもあり、当該学生は指導教員(主査)の演習授業の受講を原則として、義務づける。

修士論文を執筆予定の学生については、入学前に提出済の研究計画書をもとに、主査(指導教員)との面談において、その妥当性を含め、執筆に向けた計画を再度、立てることになる。その際、当該論文の専門分野を鑑み、副査2名以上の候補を、指導教員とともに決定し、当該教員に打診の上、研究科委員会において、了承する。専門分野によっては、副査2名の内1名は専任教員ではなく非常勤講師等の教員に副査の依頼を行うこともある。

副査決定後、できるだけ早い時期に、主査・副査に対して、研究計画発表会を開催する。学生による発表と主査・副査による質疑からなるクローズドな発表会である。

2年目の夏期休暇前に、修士論文の中間発表があり、主査・副査に対して、研究発表会を実施する。

修士論文提出後、主査・副査を審査委員とする論文審査と試験を行う。試験は修士の学位論文を中心として、これに関連のある分野について口頭で行う。論文の審査基準は学習院大学学位規定をふまえた本研究科の基準であり、厳格性と透明性の確保のため、本研究科のDPとともに公表し、大学院履修要覧に記載し、大学HPでも公表する。審査基準をここに再掲する。

【修士論文審査基準】

- 先行研究の十分な調査
- 研究の独創性
- 論文構成の適切性(論旨の一貫性、明確性)
- 注表記、引用、参考文献の妥当性
- 研究史において研究の位置づけが明確であること
- 的確な問題提起があること
- 理論や事実に基づく分析の妥当性

主査・副査の審査委員は、これらの基準と試験における学生の発表及び質疑応答を総合的に判断し、修士の学位を授与するのにふさわしいかどうかを合議で決定する。さらにその結果を、文書で研究科委員会に報告し、研究科委員会において合否の議決を行う。研究科委員会が修士の学位を授与するのにふさわしいとの議決をしたときは、委員長は修士の学位論文等の審査の要旨及び試験の結果の要旨を文書で学長に報告する。

さらに、修了が決定した学生については、学生・教員が自由に観覧できる公開形式の修士論文発表会を開催し、そこでの質疑応答までを含め、本研究科における学位の質の確保につとめる。

特定課題研究を選択する学生の教育方法、履修指導、研究指導の方法については、次項の通りである。

【他大学との学生交流について】

本研究科は、学習院女子大学大学院の研究科であった時期に、日本女子大学大学院（家政学研究科修士課程、文学研究科博士前期課程、人間社会研究科博士前期課程）、早稲田大学大学院文学研究科（芸術学（演劇映像）専攻、美術学（美術史）専攻）と学生交流に関する協定書を締結しており、前者は10単位、後者は8単位まで履修可能である。本研究科入学以前、あるいは入学後、本研究科以外で修得した単位については、15単位まで認めている。

また、専門分野によっては、他大学院での科目履修が推奨される場合があり、指導教員（主査）と相談のうえ、研究科委員会で単位の認定及び科目履修を承認することがある。

以上の他大学との学生交流については、本設置計画が認められた場合に、それぞれに相応しい形式に更新・継続する予定である。

【修了要件】

修了要件は以下の通りである。

表4 修了に必要な単位数

専攻	選択必修	自由選択	合計
国際文化交流専攻	16単位以上	14単位以上	30単位以上

科目群別の履修方法は以下のようになっている。

表5 科目群別履修方法

科目群名	選択必修		自由選択		合計		備考
	科目数	単位	科目数	単位	科目数	単位	
演習科目群	2	4	7(6*)	14	15(14*)	30	
実務演習科目群	3	6					
特殊研究科目群	3	6					
研修科目群							
修士論文／ 特定課題研究	1						特定課題研究は インターン研修 又は海外特別研 修履修者に限る
修得単位数	16単位		14単位		30単位		

* 4単位科目である、インターン研修（長期）・海外特別研修（春・秋）を履修する場合

- ・修了のための選択必修科目数（単位）は演習科目群 2 科目（4 単位）、実務演習科目群 3 科目（6 単位）、特殊研究科目群 3 科目（6 単位）科目群・修士論文／特定課題研究 1 科目（単位なし）、自由選択は各科目群から 7（6 ※）科目（14 単位）である。（※4 単位科目を履修した場合。）
- ・授業科目修了の認定は、原則として試験により、その成績は、S・A・B・C・Fをもって示し、S・A・B・Cを合格、Fを不合格とする。
- ・教育課程修了の要件は、原則として2年以上在学して所定の単位（合計 30 単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文等の審査及び最終試験に合格することである。ただし、研究科委員会が優れた研究業績をあげたと認める学生に関しては、修業年限を1年まで短縮することができる。

【研究の倫理審査体制】

- ・本学では、「学習院大学における研究者の行動規範」や「学習院大学研究倫理指針」（資料 05）を公表し、その指針に従って研究倫理にかかる体制を構築している。「公益通報」「研究インテグリティ」「不正防止計画」「利益相反」「知的財産の取扱」「安全保証輸出管理」といった各項目について、それぞれ規程等を策定している。また、「人を対象とする研究倫理」については、上記「研究倫理指針」にしたがって、「学習院大学における人を対象とする研究の倫理審査規程」を策定している（資料 06）。人を対象とした研究を実施する場合、学長が設置する「人を対象とする研究倫理委員会」の承認を受ける必要がある可能性がある。
- ・研究不正については、一般社団法人公正研究推進協会が運営する「APRINe ラーニングプログラム（eAPRIN）」を採用し、研究倫理教育の受講環境を整えている。

（6） 特定の課題についての研究成果の審査について

履修規定に以下のように定める。「演習科目群から 4 単位、実務演習科目群から 6 単位、特殊研究科目群から 6 単位、自由選択科目から 14 単位、合計 30 単位以上を修得し、さらに修士論文又は特定課題研究報告書を提出し、かつ、最終試験に合格しなければならない。また、特定課題研究を選択する者は、インターン研修又は海外特別研修を履修しなければならない。ただし、研究科委員会が認めた場合には、国際文化交流研修（国内）の履修をもって特定課題研究を選択することができる」。

修士論文同様、特定課題研究についても、3 名以上の教員による審査体制を徹底し、教育研究水準を確保する。必須となる研修科目の概要は以下の通りである。

1. 「特定課題研究」は、「海外特別研修」又は「インターン研修」履修者にのみ認められるものである（研究科委員会が認めた場合、国際文化交流研修（国内）の履修で、選択

可能になることがある)。特定課題研究を選択するにあたっては、学生は指導教員へその旨を事前に申し出て承諾を得、期日までにその旨を届ける。

2. 「海外特別研修」は、海外の各種文化施設、国際機関又は NGO 等での研修はもちろんのこと、大学院・研究所等への留学も含む。また「インターン研修」は、国内外の各種文化施設、国際機関、NGO、各種のシンクタンクや企業等におけるものをいう。(期間はいずれも 1 学期以上)。
3. 特定課題研究を希望する学生は、研修に際しての「研修計画書」を作成し、指導教員は学生の海外特別研修、インターン研修先で行われる内容を十分に精査する。とくに学生が設定した「研究テーマ」の特定課題研究としての妥当性、「研修計画」が有する専門性の高さを勘案し、さらにその内容に対してその研修先が適切か否か、総合的に判断する。
4. 特定課題研究を選択した学生は、研修終了にあたって、研修成果を基に「特定課題研究報告書」を提出する。なお研修先の指導担当者には、研修終了後、文書による学生評価を依頼する。
5. 特定課題研究の審査にあたっては、研修先の指導担当者による評価とともに、学生が提出した「特定課題研究報告書」について、研究指導教員と学外者を含む 2 名以上の専門家を副査とする審査と試験を経るものとする。審査の基準としては、学習院大学位規定を踏まえ、当該学生が当初の計画通りに研修を遂行し、かつその高度な専門性に十分適応できたか否か、報告書における考察の学問的達成度等を検することとなる。
6. 主査・副査の審査委員は、これらの基準と試験における学生の発表及び質疑応答を総合的に判断し、修士の学位を授与するのにふさわしいかどうかを合議で決定する。さらにその結果を、文書で研究科委員会に報告し、研究科委員会において合否の議決を行う。研究科委員会が修士の学位を授与するのにふさわしいとの議決をしたときは、委員長は修士の学位論文等の審査の要旨及び試験の結果の要旨を文書で学長に報告する。

(7) 基礎となる学部との関係

本研究科の基礎学部となる学習院大学国際文化交流学部には、日本文化学科、国際コミュニケーション学科及び英語コミュニケーション学科の 3 学科を設置する。学部の教育研究上の目的は、「国境・民族・文化をこえ、人類の平和と文化の発展を希求し、地球的視野から人類が歩んできた過去及び進むべき未来を研究教授し、その深奥を究めるとともに、社会と手を携えつつ、人格の陶冶と情操の涵養を図り、時代を先導する創造的人材を育成することを目的とする。関連する諸学問に対する高い識見を有するとともに、豊かな教養と地球的視野を持ち、文化の交流と相互理解を通じて国際社会に貢献できる人材の育成を目指す。」(学習院大学学則第 5 条の 2 第 6 号) である。

日本文化学科は、日本文化に対する広い知識と深い理解の上に立って、国際感覚と高い言語能力を身につけ、世界に向けて日本文化を発信するとともに、その継承と発展に寄与する

人材を育成することを目的とする。国際コミュニケーション学科は、国際関係と異文化に対する広範な知識と深い理解力、併せて高度の言語並びにコミュニケーション能力の習得を通して、国際社会に積極的に貢献する人材を育成することを目的とする。英語コミュニケーション学科は、英語による高度なコミュニケーション能力を有し、豊かな国際的教養と論理的思考力を備え、国際・情報化社会で活躍する人材を育成することを目的とする。

このような教育理念から、3学科には基礎的能力育成のための基礎演習科目群・基礎科目群に加え、専門研究に応じた多数の専門科目群を用意し、さらに国際的な文化交流に不可欠な外国語教育の充実を図る。また、3学科は上記の専門性を修得させるために、自ずと学科間に共通する領域を有する。そのために、3学科を横断するかたちで、諸学問の基礎を学び幅広い教養を身につけられるように、学部共通科目を設定する。3学科は、現代社会での国際的な文化交流の必要性和、その理論と方法の確立の要請に鑑みて、相互の連携で成り立つ。そこで理念的に重視されるのは、1) 学際性 2) 国際性 3) 実践性である。

本研究科は、上記の学科の教育研究によって展開される学部教育の理念に則って、さらにその深化を図り、内外の諸機関において専門的知識のもと実務に携わる人材の育成を目指して構想したものである。

本研究科は、この学部教育を基盤として、密接なつながりのもと、学間的進化と専門性に裏づけられた実務的な技術修得等の教育研究の体制とし、より専門的な分析、理論、技能の修得の観点から、演習科目群、実務演習科目群、特殊演習科目群、研修科目群、修士論文／特定課題研究の5分野で編成される。

なお、「演習科目」群については、4つのプログラムに準じて、「アートマネジメント」プログラム系、「国際協力」プログラム系、「日本学・比較文化」プログラム系、「国際関係・地域研究」プログラム系に明確にわけている。国際文化交流学部の卒業生が、出身学科での学習を活かし、新たな学問的関心に従って研究分野が選択できるようにしたものである。また、「実務演習科目」群と「研修科目」群は、国際文化交流に従事する上で必要な技能を専門的に育成するものであり、かつ体験によって修得させることを図って、学部教育のさらなる深化を期したものである。さらに、「特殊研究科目」群において、演習科目の複数の系に共通して必要とされる目標を達成に資する内容の授業を展開する。国際化の進展に伴う社会的要請は、国内外における国際文化交流の専門人材の育成であり、学部の教育研究理念をさらに特化した本大学院はまさにこれに応えるものである（資料 07 「国際文化交流学部と同研究科修士課程の関係図」）。

（８） 取得可能な資格

国際文化交流研究科の教育課程を履修し、また追加科目を履修することで、いずれも国家資格である図書館司書、学芸員の資格を取得することができる。

・図書館司書

ア 国家資格 イ 資格取得可能 ウ 資格取得が卒業要件ではない エ 司書課程関連科目の履修が必要

・学芸員

ア 国家資格 イ 資格取得可能 ウ 資格取得が卒業要件ではない エ 学芸員課程関連科目の履修が必要

以上の資格が取得可能であるが、そこでの単位は修士課程の修了要件となる単位数には算入されない。

(9) 入学者選抜の概要

入学者選抜を公平・公正かつ効率的に実施するための組織として、学習院大学に入学者選抜に関する事務全般を担当するアドミッションセンターが設置されている。アドミッションセンターは機密情報の漏洩が起こらないよう仕組みを整備するとともに細心の注意を払いながら、入学者選抜に関わる事務的な業務を一括して執り行う。

本研究科における入学者選抜の実務は、研究科委員会所属の専任教員と関係事務職員が担い、すべての事項は研究科委員会における厳正な審議を経て決定される。

入学者選抜に当たっては、アドミッション・ポリシーにしたがって以下の選抜試験を行い、各志願者が希望する分野における適性を総合的に判断して合格者を決定する。

【選抜試験】

- ・上述の求める学生像に示した資質・能力をもつ人を選抜するため、本研究科は一般選抜入試と学内推薦入試を実施する。一般選抜では 10 名、学内推薦入試では若干名を募集する。

【一般選抜試験】

1. 一般選抜試験の内容

一般選抜は書類審査、筆記試験（英語）、論述試験及び口述試験による総合評価によって合否を決定する。書類審査では、国際文化交流に関する研究・実務に必要な基本的能力を判定する。筆記試験（英語）では、国際文化交流の実務とそのための研究・学習に必要な語学能力を判定する。論述試験では、専門的な教育を受けるために必要な専門知識、論理力、記述力を判定する。口述試験では、提出された研究計画書に基づき、複数の教員が面接によって受験者の専門知識と研究能力、研究計画の実現性を判断する。これら選抜試験の結果を、総合的かつ多角的に評価し合否を判定する。

2. アドミッション・ポリシーとの対応

アドミッション・ポリシーとの対応関係では、出願書類（特に研究計画書）において AP3

に適合するかどうか、筆記試験(英語)では AP4、四つのプログラムの専門分野から出題に答える論述試験で AP2 及び AP3 への適合度を評価する。さらに、口述試験において、AP1、2、3 及び AP5 の適合度を判断する。

3. 筆記試験(英語)免除について

一般選抜試験においては、筆記試験(英語)免除を希望すれば、TOEFL iBT 79 点、TOEIC L&R 750 点、IELTS 6.0 以上のスコア証明書を提出させ、筆記試験(英語)を免除している。また、英語による高等教育機関(大学以上)における学位取得証明書又は学位取得見込証明書を提出すれば、筆記試験(英語)が免除される。

4. 任意の書類提出

書類選考の参考のために、次の書類を任意で提出することもできる。1) 英語以外の語学試験のスコア証明書、2) [外国人留学生のみ]日本語能力の証明書((JLPT)、日本留学試験(日本語)等)。

(註記：語学試験のスコアについては、原則として出願日から過去 2 年間までのものを認める)。

【学内推薦入試】

- ・学内推薦入試については、国際文化交流学部 4 年次に在学中で、9 月期あるいは 3 月期に卒業見込みの者で、学業成績が優秀、また本研究科を専願する者に出願資格を与えている。出願には、所属学科による AP1～5 に基づいた審査の結果を受けての推薦が必要となる。
- ・選考は書類選考及び口述試験で行う。
- ・入学希望者は、入学志望票に加えて、志望動機書と推薦書、さらに研究計画書を提出する。
- ・書類選考の参考資料として、英語及び英語以外の語学試験のスコアの証明書を、外国人留学生の場合は、日本語能力試験の証明書((JLPT(日本語能力試験)、日本留学試験(日本語)等)を提出することができる。

(註記：語学試験のスコアについては、原則として出願日から過去 2 年間までのものを認めている)。

- ・AP1～5 を満たしていることを確認した上で、書類選考に加え、口述試験の結果を総合的に検討し、研究科委員会において、可否判定を行う。

【正規課程以外の学生について】

本研究科では、科目等履修生及び委託生、研究生、協定留学生、交流学生の各制度を整備する。各制度による受入人数については特に定めはないが、授業運営に影響が出ない範囲でそれぞれ若干名である。

1. 科目等履修生

授業科目の1科目又は数科目の履修を願い出た者に対しては、選考の上科目等履修生として入学を許可することがあり、科目等履修生の期間は、半年又は1年である。

2. 委託生

官公庁、外国政府、その他の機関又は団体の委託に基づき入学を希望する者に対して、選考の上委託生としてこれを許可することがある。委託生の在学期間は、半年又は1年である。

3. 研究生

修士の学位を有する者あるいは同等以上の者が、本大学院研究科の教員指導の下に特定の研究を願い出たときは、選考の上研究生として入学を許可することがある。研究生の在学期間は、半年又は1年である。

4. 協定留学生

入学検定によらないで、本大学と外国の大学との交流協定に基づき入学を許可された者である。協定留学生の期間は、原則として1年である。

5. 交流学生

本学と他大学との交流協定に基づき本学大学院の特定の授業科目を履修することを許可された者である。

(10) 教育研究実施組織の編制の考え方及び特色

① 大学全体の方針

本学が掲げる理念・目的を実現するために、「求める教員像」及び「教員組織の編制方針」を以下のとおり定めている。

求める教員像

1. 本学が掲げる理念・目的を十分に理解し、教育・研究活動に取り組める者
2. 大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力があり、その向上に努める者
3. 教授、准教授、講師、助教それぞれに必要な研究上の業績、実務家教員においては専攻分野に関する高度の実務上の能力を有し、継続的に積み上げる意思のある者
4. 本学の伝統の継承と発展・成長のために、大学運営に主体的かつ協力的な行動ができる者
5. 研究成果を広く社会に還元し、研究者としての社会的責務を果たすことができる者
6. 教育・研究・大学運営等の活動において、積極的に学生と関わり、職員と協働できる者

教員組織の編制方針

1. 大学設置基準、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に基づくとともに、教育研究上の専門分野等のバランスを考慮しながら、各学部・学科及び研究科・専攻の教育研究上の目的等を実現するために、必要な教員を配置する。
2. 教員間の連携体制を確保して組織的な教育研究を行うために、教育課程や大学運営等

において適切に教員の役割を分担する。

3. 広く国内外に人材を求め、年齢・性別構成に配慮する。
4. 教員の募集・採用・昇格等に当たっては、「学習院大学教員選任規程」及び各学部・研究科の諸規程に基づき、公正かつ適切に行う。
5. 教員の資質向上を図るため、ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動等を通じて授業改善に組織的に取り組む。

教員と事務職員の協働や連携体制については、教育研究活動等の運営や厚生補導等組織にかかわるいくつかの委員会において、教員と事務職員が規程上構成員として位置づけられ、適切な役割分担のもとでの協働体制がとられている。例えば、「FD・SD推進委員会」では教員のほかに、事務職員からは学長室部長、学生センター部長、キャリアセンター部長が構成員として含まれている。大学全体で教員と事務職員との組織的な連携体制が確保されている。

② 国際文化交流研究科における教員配置

本研究科の基礎をなす国際文化交流学部では、前項の大学方針に合致する教員を採用し、教員組織は人文・社会科学の分野を中心にして幅広い専門分野の教員により構成される。文学、歴史、語学の分野でそれぞれ5～6人、政治・国際関係、地域研究、経済・経営、環境、情報学の分野でそれぞれが3人ずつ配置される。分野の教員人数は、当該学部において中心的と位置づけられる分野と相関する。

一方、本研究科では、その4つのプログラムに、本研究科の基礎となる国際文化交流学部の専任教員のうち31名を、その専門にしたがって配置する。専任教員では担当できない少数の科目についてのみ、非常勤講師を採用する。学生の研究指導については、専任の教授が担当することが原則である。

本研究科の完成年度である令和10(2028)年3月31日における専任教員の年齢構成は、以下が予定される。

研究体制については、「(11) 研究の実施についての考え方、体制、取組」において詳述する。

表6 研究科授業担当専任教員の完成年度における年齢構成

	50～59 歳	60～69 歳	70 歳
国際文化交流研究科	18 人	12 人	1 人

学習院大学における停年は70歳であり、研究科の完成年度に至るまで教育研究組織の変更は生じず、教育研究水準は維持される（資料08 「学習院教職員停年規程」）。また50歳代の

教員が学部の中核に位置することに変化はないため、教育研究の活性化にも支障がない。

【教員の具体的な配置について】

主要科目である演習科目は、各プログラム別に専任の教授がその専門性を生かして研究指導を行う(資料 09 「演習科目群授業科目および担当者専門分野一覧(令和 8～9 年度)」)。
アートマネジメントプログラムの演習科目は、文化マネジメント演習 (ⅠA・B・ⅡA・B)・芸術文化演習 (Ⅰ、Ⅱ)、国際協力プログラムでは、国際文化協力演習 (Ⅰ・Ⅱ)・地域資源開発・利用演習 (生物多様性保全利用)・地域資源開発・利用演習 (食糧)・環境コミュニケーション演習に加え、国際開発協力演習・国際地域開発演習・費用便益分析演習が隔年で開講する。日本学・比較文化プログラムでは、日本学演習 (ⅠA～D、ⅡA～D)・比較文化演習 (ⅠA・B、ⅡA・B)・現代文化演習が (ⅠA・B、B)、さらに国際関係・地域研究プログラムでは、国際関係分析演習 (ⅠA～D、ⅡA～D)・国際メディア分析演習 (Ⅰ・Ⅱ)・地域社会分析演習 (ⅠA、B、C、ⅡA)・国際マネジメント演習 (Ⅰ・Ⅱ)が開講する。日本学演習及び国際関係分析演習については、カバーすべき領域が広大なため、他の演習科目と比して多くの授業を開講する。

(11) 研究の実施についての考え方、体制、取組

① 研究に対する基本的な考え方

学習院大学では、「精深な学術の理論と応用とを研究」することを「理念・目的」のひとつとした上で、本学の良き研究環境を後退させることなく維持発展させ、教員の研究活動が学生の教育に反映されることを旨とし、研究にあたっている。また、「学習院大学における研究者の行動規範」や平成 30 年度に制定された、研究を行う上での指針となる「学習院大学研究倫理指針」等で、本学の研究者が遵守すべき事項を定め、研究者には、常に高い倫理性が求められることを説いている。

これらを踏まえた上で、中長期計画「学習院大学グランドデザイン 2039 (Gakushuin U. Grand Design 2039)」のなかで、研究についての重点施策として、1. 時代の変化に対応した研究を推進するための環境整備の促進、2. 学外研究資金の戦略的獲得及び共同研究受け入れの促進、3. 従来の学問分野の枠を超えた最先端の知を創出するための多様な研究者の確保の促進、4. 文化の創造発展と人類の福祉に貢献するための研究成果の発信力強化の促進、以上の 4 点を掲げている。

② 研究の実施体制

本研究科の基礎をなす国際文化交流学部では、「国際学・環境学研究所」を令和 8 (2026) 年度に設置し、グローバルな研究交流を推進する。本研究所は、国際政治経済、安全保障、

環境など、世界の諸問題に関する学際的探究を行うことを目的としている。重点分野は、その名称にあるように、国際学と環境学である。前者においては、国際文化交流・アジア太平洋研究・比較文化研究の3つのセクターを柱とし、研究活動を行う。また海外における日本研究支援を行い、研究者を受け入れる。後者においては、環境に関する学術研究のみならず、知識の実践を重視する学部の理念から、学外にも開かれた環境教育を実践する。幼稚園児や小学生を対象とする体験型ワークショップ、サイエンス教育等、学習院の理念でもある一貫教育の一翼を担う。研究所は毎年英文ジャーナル、*Gakushuin Journal of International Studies*を発行する。本ジャーナルは研究所が開催するシンポジウムの講演内容を掲載するのみならず、厳選された投稿論文を掲載する査読誌である。

また学部を設置する学会として、専任教員、学部・研究科の在学生等を構成員とする「国際文化交流学会」が令和8(2026)年度に発足する。学会は年に一度講演会を行うほか、前述の研究所が受け入れる海外の研究者による研究発表会などを共催で開催する。学会総会は年に一度行われる。学部紀要『国際文化交流学部紀要』を毎年発行する。

本研究科は、上述したような学部の研究体制においても、緊密に連携した研究の体制を構築していく。

③ 研究環境の整備

「大学院設置基準」第19条に基づき、研究科等の主たる教育研究活動エリア(建物)に、個人研究室や共同研究室を配置している。また、5年以上勤務した教授・准教授・講師を対象に国内外における学術研究又は学術調査を目的とした「長期国内外研修制度」を整備している。また、海外で開催される会議・学会への参加や、海外での学術研究への参加を目的とした3か月未満の「短期海外出張制度」を整備している。さらには、教育と研究の両輪のバランスを保ちつつ、より専任教員の研究時間を確保できる制度として、令和5年度よりパイアウト制度を導入している。また学内の基盤的研究費として、個人研究費、学習院大学研究叢書刊行助成、研究成果刊行助成、学会等援助金などを整備している。

④ 研究活動をサポートする技術職員やURAの配置状況・役割・責任

研究活動をサポートする体制としては、平成21年4月に「研究支援センター」が発足し、高い学術性を有する成果創出を図るため、科学研究費補助金等の競争的研究資金の獲得及び採択案件の管理を支援している。また研究支援センターでは、教育研究活動における人的支援体制の整備、強化を図るため、平成29年度より、URA(ユニバーシティー・リサーチ・アドミニストレーター)の配置を開始した。まずはURA1名を専門嘱託として新規採用し、科学研究費等の競争的資金の応募支援活動等の強化を始めた。令和5年度からはURA2名体制とし、研究推進のための基盤整備を行っている。主にプレアワード業務に携わり、従前の科学研究費だけでなく、「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」の応募も支援して

いる。このほか、「人を対象とした研究倫理審査」対応、安全保障輸出管理関連、受託研究・共同研究の契約書の内容確認なども担当しており、専門性の高い知見と経験を活かし、研究推進業務の更なる強化につながっている。

(12) 施設・設備等の整備計画

学習院女子大学大学院は東京都新宿区という都心に位置しながらも、緑豊かで静かなキャンパスで、教育に適した充実した施設を提供してきた。統合にあたり、学部における共学化に伴う必要な一部工事等は実施するものの、基本的に統合前の校地・校舎を統合後もそのまま活用する。

① 校地、運動場の整備計画

国際文化交流学部及び本研究科所属の全学生が学生間の交流、学生と教職員の交流及び学生の休息その他のために利用する施設としては、戸山キャンパス北側にある互敬会館の1階に「メインホール」(349 m²、182 席) 及び「ティールーム」(182 m²、88 席)、互敬会館2階に「ラウンジ」(376 m²、247 席) 及び「戸山ラウンジ」(111 m²、54 席) がある。なお、昼食等の購入のために、「メインホール」には「学生食堂」を備え、「ティールーム」には「売店」を備える。

運動可能なスペースとしては、戸山キャンパス北側に「体育館」(1,040 m²) があり、スポーツ・健康科学演習科目や課外活動で活用する。また、戸山キャンパス南側にある「戸山テニスコート」(1,210 m²) は、学部のスポーツ・健康科学演習科目で活用する。

この他、戸山キャンパス西側に「部室棟」(978 m²) がある。また、戸山キャンパス西側の2号館地下1階にある「やわらぎホール」(509 m²) を講堂として使用する。

休憩・食事等に利用する施設及び「部室棟」は、6時から20時の時間帯で開錠し、授業開始前や授業終了後も学生が自由に使用できる。運動可能なスペース及び「やわらぎホール」は、授業使用している時間以外は課外活動等での使用を認め、学生が所定の窓口に申請することで使用できる。なお、各施設の維持・管理等に必要な費用は、「施設設備費」として学費に含まれており、学生が各施設を使用する都度の料金は発生しない。

戸山キャンパスに占める大学の専用敷地は25,312 m²で、うち校舎敷地が10,349 m²、運動場用地が1,210 m²、その他が13,753 m²である。よって、現有用地のみで大学設置基準を十分に満たす。

なお、建物間は適当な空き地であり、学生間の交流、学生と教職員の交流及び学生の休息その他の利用が可能である。以上から、本研究科所属の学生についても、心身ともに健康な学生生活のために十分な配慮がなされているといえる(資料10「校舎案内図」)。

② 校舎等の施設の整備計画

本研究科の基礎をなす国際文化交流学部が設置する半期ごとの授業科目数は、既設の学習院女子大学国際文化交流学部と同様に約 540 科目である。同学部においては、このうち、履修者 100 名以上は約 30 科目、履修者 50 名から 99 名は約 40 科目、履修者 30 名から 49 名は約 50 科目、履修者 29 名以下は約 410 科目となっている（資料 11 「令和 6 年度 教室使用状況一覧」）。

教育研究に必要な講義室と演習室の役割を担う教室は、戸山キャンパスの 2 号館、4 号館、5 号館、6 号館、8 号館からなり、計 49 室を備える。このうち、収容人数 100 名以上は 5 室、収容人数 50 名から 99 名は 11 室、収容人数 30 名から 49 名は 25 室、収容人数 29 名以下は 8 室である。また、前述した教室には、和室（3 室）・PC 教室（3 室）・CALL 教室（6 室）が含まれている。

既存の学習院女子大学国際文化交流学部における、令和 6 年度の教室の平均稼働率は、平日の 1 時限から 4 時限で約 54% である。本学部も同様の稼働率となることから、教室数は十分に確保できる。

一方、本研究科が設置する半期毎の授業科目数は、既存の学習院女子大学国際文化交流研究科との同一性を保持しており、春学期 43 科目・秋学期 49 科目である。少人数の演習授業が中心で、2 号館地下にある演習室 2 室を主として利用する。なお、科目の性質等により別の教室が必要となる場合は、PC 教室等の一部の教室を学部と共用するが、学部と研究科の使用時間が重ならないように時間割調整をしているため支障ない。

教育研究に従事する教員のための研究室は、戸山キャンパスの 1 号館に 21 室、4 号館に 27 室、計 48 室を備え、国際文化交流学部の基幹教員 44 名（うち 31 名が本研究科の専任教員を兼ねる）を収容する十分な数がある。また、研究室はいずれも個室で、オフィスアワー等の学生指導時にプライバシーが十分に確保される。

なお、本研究科及びその基礎となる国際文化交流学部は、同法人が設置する学習院女子中等科・高等科と敷地を同じくし、一部の建物（4 号館・B 館及び戸山図書館）を共用するが、共有する部屋はない。

以上から、既存の施設で本研究科及び設置予定の国際文化交流学部及び国際文化交流研究科の教育研究活動を推進することが可能であるため、開設年度から完成年度までの間に経費を計上する整備計画は有していない。

本研究科所属の大学院学生については、既出のように、2 号館地下に演習室 2 室を確保し、また、1 号館 2 階に院生研究室（自習室）を置く。院生研究室（自習室）には個別の座席（約 24 席）に加え、PC 一式（含むプリンタ・スキャナ）を備える（資料 12a 「1 号館院生研究室平面図」）及び 12b 「2 号館大学院演習室（202・203）平面図」）。

③ 図書等の資料及び図書館の整備計画

本研究科の基となる国際文化交流学部設置と同時に戸山キャンパスに、「国際文化交流学部図書センター」が設置される。これは、前身の学習院女子大学の図書館を、蔵書・施設ともに引き継ぐものである。国際文化交流学部図書センターは面積2,630㎡、閲覧席375席（個人用ブース17席を含む）であり、ラーニングコモンズ施設（ラーニングスクエア）、ディスカッションルーム、リフレッシュルームを備える。全閲覧席にPC用電源が設置され、Wi-Fi環境も整備する。バリアフリーに関しては、館内は車椅子による水平・垂直移動が可能であり、点字ブロックを設置する。

資料に関しては、令和6年3月31日現在、蔵書冊数226,328点（内、電子図書3,524タイトル）、データベース32タイトル、学術雑誌2,629タイトル（内、電子ジャーナル2,460タイトル）を所蔵する。これらの所蔵目録はデータ化され、Web OPAC(Online Public Access Catalog)により公開されている。このうち電子資料は、学外からのリモートアクセスも可能である。ディスカバリーサービスを導入し、紙媒体資料と電子資料を一括で検索可能である。また、レファレンス業務は、司書資格を持つ専任職員が担当しており、授業内容に沿ったテーマでの図書館ガイダンスも実施する。

利用者の観点から言うと、目白キャンパスに位置する学習院大学図書館、法学部・経済学部図書センター、理学部図書室、文学部各学科図書室の所蔵資料が利用可能であり、週3回取り寄せ便を運行する。データベース利用に関しては、契約形態が様々なため、戸山キャンパスから必ずしも学習院大学図書館の全データベースにアクセスできるわけではないが、数十タイトルが戸山キャンパスでも利用可能となる見込みである。

国際文化交流学部図書センターは、前身の学習院女子大学図書館同様、他大学図書館との相互利用により学生の便宜をはかる。他の法人と3種類の提携を行う予定であり、第一は山手線沿線私立大学図書館コンソーシアムである。第二は「f-Campus（5大学単位互換制度）」（現名称）に参加する大学との図書館提携であり、日本女子大学、早稲田大学、立教大学の図書館と相互利用ができるよう配慮する。第三に成蹊、成城、武蔵、甲南の五大学間の図書館提携である。これらは本学が長い交流の歴史を持つ一貫制の総合学園である。このうち第二を除き本研究科の学生も利用可能であり、恵まれた図書環境の中で研究・学習活動を行うことができる。

開設年度から完成年度までの間に特別に経費を計上する整備計画は有していない。

【和雑誌 145タイトル（冊子体）】

アジア・アフリカ研究、アジア民族文化研究、異文化間教育、英語英文学研究、学芸国語国文学、他140タイトル

【洋雑誌 24タイトル（冊子体）】

Art press., Cahiers du Musée national d'art moderne, Japan forum, Library journal, World heritage review, 他19タイトル

【和電子ジャーナル 86タイトル】

情報処理、教育とコンピュータ、情報処理学会論文誌ジャーナル、他83タイトル

【洋電子ジャーナル 42タイトル】

Business History Review, The British Year Book of International Law, Holocaust and Genocide Studies, Journal of documentation, ReCALL:The Journal of EUROCALL, 他37タイトル

【データベース契約の洋電子ジャーナル 2,332タイトル】

American Psychologist, The Art Bulletin, Geographical Review, The Journal of Philosophy, World Today, 他2,327タイトル

【和洋データベース 32タイトル】

Japan Knowledge、大宅壮一文庫雑誌記事索引、20世紀メディア情報データベース、幕末期のJapan Times、Oxford English Dictionary Online、他27タイトル

(13) 管理運営

本研究科には研究科委員会が置かれる。研究科委員会は、本研究科所属の教授、准教授、特別任用教授及び講師をもって組織する。委員長は委員の互選によって選出され、委員長の任期は2年だが再任は妨げない。委員会は、原則として夏期休暇期間を除いて毎月一回、委員長が招集し、その議長となるが、委員長は、委員会を組織する者の3分の1以上から委員会開催の要求があった場合には、委員会を招集しなければならない。委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開催することができない。

委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学及び課程の修了
- 二 学位の授与
- 三 学習院大学大学院学則第45条第1項第3号に基づき、学長が、次の各号に定めるもの。
 - ア 学生の休学、退学、転学、留学等に関する事項
 - イ 入学試験、学位論文の審査及び最終試験に関する事項
 - ウ 研究及び授業に関する事項
 - エ 教育課程及び試験に関する事項
 - オ 学生の指導及び賞罰に関する事項
 - カ 人事に関する事項
 - キ 各種委員選出に関する事項
 - ク 学長の諮問事項に関する事項

(14) 自己点検・評価

① 概要

学習院大学では、組織及び活動を不断に検証し、その改善・向上に努め、適切な水準にあることを説明しかつ証明するための恒常的・継続的プロセス（内部質保証システム）の一環として、自己点検・評価活動に取り組んでいる。本研究科もその活動の中に組み込まれる。

本学の自己点検・評価を中心とした内部質保証システムでは、内部質保証の基本的な考え方、内部質保証に関する組織体制及び PDCA サイクルの運用プロセスを定めた「内部質保証の方針」を策定している。その上で、内部質保証に関わるそれぞれの組織の役割分担や内部質保証の推進プロセスを学内に分かりやすく明示することを目的に「内部質保証に関わる組織と役割」「教育研究に関する内部質保証プロセス」の概念図を作成し、ホームページにおいて公表している（資料 13 「内部質保証に関わる組織と役割、教育研究に関する内部質保証プロセスの概念図」）。本学では、学長が、自己点検・評価の実施、改善の指示及び改善結果の確認、教育研究等の情報公表及び PDCA サイクルの検証に係る最高責任者として、全学的な立場から自己点検・評価を中心とした質保証に取り組んでいる。

② 実施体制

本学では、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として「内部質保証委員会」を設置し、同委員会の任務や構成等は「学習院大学における内部質保証の推進に関する規程」において定めている。具体的には、3つのポリシー等の本学の諸活動の方針の検証、自己点検・評価活動に係る点検・評価項目等の設定、自己点検・評価報告書の作成、内部質保証システムの適切性の点検・評価、全学の自己点検・評価活動の検証及び検証内容に基づく改善策又は向上策の立案を任務として、年6回程度、委員会を開催している。構成員は学長、副学長、各学部長、各研究科委員長、専門職大学院研究科長、図書館長、学長室部長、大学経理部長、アドミッションセンター所長、学生センター所長、キャリアセンター部長、その他内部質保証委員会が必要と認める者と定められており、大学内の各部門から委員が選出されている（資料 14 「学習院大学における内部質保証の推進に関する規程」）。

また本学では、内部質保証の有効性及び自己点検・評価活動の客観性・公平性を担保し、教育研究水準のさらなる向上を図るため、学外の有識者等による評価を行い、その意見を内部質保証の推進及び自己点検・評価に反映させることを目的に、「外部評価委員会」を設置している。外部評価委員会は、教育研究全般に関する事項、内部質保証に関する事項、その他学長が諮問する事項について、評価及び助言することを任務としており、公益財団法人大学基準協会の定める大学基準に関する評価と本学の中長期計画「学習院大学グランドデザイン 2039 (Gakushuin U. Grand Design 2039)」(以下、「グランドデザイン」)に関する評価を実施している。委員会の任務や構成等は、「学習院大学における内部質保証の推進に関する

る規程」において定めている。構成員は、高等教育機関と関連のある独立行政法人の委員長をはじめとして、高等学校や他大学の教職員、企業・団体に所属する者等、人格識見が高く、本学の発展に関心と理解のある学外の有識者から成り、本学からは学長、副学長、各学部長、学長室部長が出席する。

③ 実施方法

本学では各研究科が学位プログラムレベルの点検・評価を実施し、学位プログラムレベルの点検・評価に基づき内部質保証委員会が大学レベルの点検・評価を実施する。

点検・評価は二段階で実施される。

まず、学位プログラムレベルでは、内部質保証委員会が「大学基準」に即した事項に関する点検・評価のツールである「大学基準確認シート」に基づき、各研究科に対し、点検・評価の実施を指示する。指示を受け、各研究科は、「大学基準確認シート」に基づき点検・評価を行い、その結果を内部質保証委員会に報告する。

大学レベルでは、各研究科から提出された点検・評価結果を内部質保証委員会が検証し、その結果等に基づき、「大学基準」に則した大学レベルでの自己点検・評価を実施し、「自己点検・評価報告書」に取りまとめる。学長は、作成された「自己点検・評価報告書」等に基づき、外部評価委員会に対し、教育研究全般、内部質保証及びその他の事項について、検証を依頼する。外部評価委員会は、学長の依頼に基づき評価及び助言を行い、その結果を学長に報告する。

その他に、「基本計画策定委員会」がグランドデザインの点検・評価を実施している。具体的には、各部門に対してグランドデザインにおける各計画の点検・評価の実施を指示し、指示を受けた部門は、所定の項目に則して各計画を点検・評価し、その結果を基本計画策定委員会に提出している。基本計画策定委員会は、各部門の点検・評価結果を取りまとめるとともに、内部質保証委員会に報告する。

なお、これらのプロセスを通じて、改善の必要があると学長が認めた場合、内部質保証委員会に改善を、FD・SD推進委員会及びIR推進委員会に対し、改善支援を指示することとなる。

④ 評価項目

学位プログラムレベルの点検・評価ツールである「大学基準確認シート」の評価項目は、大学基準のうち各学部・研究科に係る評価項目で構成している。また、大学レベルの「自己点検・評価報告書」の評価項目は、公益財団法人大学基準協会が定める10の大学基準（理念・目的、内部質保証、教育研究組織、教育課程・学習成果、学生の受け入れ、教員・教員組織、学生支援、教育研究等環境、社会連携・社会貢献、大学運営・財務（1）大学運営、大学運営・財務（2）財務）に、本学が独自に設定する2つの基準を加えた12の基準で構成している。独自の2つの基準とは、「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」及び「教職課程」である。

⑤ 結果の活用・公表

学位プログラムレベルの「大学基準確認シート」については、各研究科から提出された結果を委員会にて共有し、次年度に向けて改善し、さらなる向上に取り組む。また、外部評価委員会からの提言については、外部評価結果報告書をもとに、学内で慎重に検討し、改善に取り組んでいる。例えば、令和5年度の外部評価において、学生自身が学習成果を実感できることが重要であるとの提言があったことから、研究科においては、令和7年度末までに、A.「学位論文等審査基準」とディプロマ・ポリシーに示す学習成果との対応関係を示した「対応マップ」を作成すること、B. 学位論文等の評価に「学習成果」を踏まえたループリックを導入することで、「学位論文等」における各評価項目と「学習成果」が具体的にどのように関係しているかを明確にし、さらにこの対応関係をもとに「学位論文等審査基準」を評価観点とするループリックを導入することで、「学位論文等」が学生の「学習成果」を直接的に評価していることを明確化できるように対応を進めている。

上述の①から④に基づき、本学において取り組んだ自己点検・評価の結果を「自己点検・評価報告書」にまとめ、外部評価の結果等と共にホームページにある「点検・評価活動」のページに掲載し、広く公表している。また、本学の教育研究水準の向上に向け、学位プログラムレベルの「大学基準確認シート」及び大学レベルの「点検・評価報告書」、「授業評価アンケート報告書」を本学ホームページの「FD・SD 推進」の箇所で公表している。

以上のように、本学では内部質保証プロセスを有効に機能させている。

(15) 情報の公表

学習院大学が保有する情報は、学校教育法及び同法施行規則等の定めに基づき、本学ホームページの「公表情報」等のページにおいて広く公表している。学校教育法及び同法施行規則に定めのない項目についても、教育研究機関としての社会への説明責任を果たし、教育研究活動の質を高め、多様なステークホルダーとの信頼関係を構築するために、教育活動の内容や研究成果を積極的に発信している。また、毎年度作成する「大学案内」においても、大学の理念や目的、教育の特色等を記載し、冊子媒体での配布及びデジタルパンフレットとしてインターネット上でも公表している。なお、学校教育法施行規則で規定された項目を掲載しているホームページのアドレスは以下のとおりである。本研究科に係る情報は、設置認可後に掲載予定である。

ア 大学の教育研究上の目的及び3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に関すること

<https://www.univ.gakushuin.ac.jp/about/policy/>

イ 教育研究上の基本組織に関すること

・大学組織図

<https://www.gakushuin.ac.jp/houjin/somu/index.html>

・教員組織

<https://www.univ.gakushuin.ac.jp/about/disclosure/organization/>

ウ 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

<https://gr-info.univ.gakushuin.ac.jp/>

エ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

・アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

<https://www.univ.gakushuin.ac.jp/about/policy/index.html#policy-01>

・収容定員、入学者数、在学者数

<https://www.univ.gakushuin.ac.jp/about/syuuyouteiin.pdf>

・編入学者数

<https://www.univ.gakushuin.ac.jp/about/hennnyuugaku.pdf>

・学部・学科、大学院研究科、専門職大学院の志願者・合格者・入学者数の推移

<https://www.univ.gakushuin.ac.jp/about/siganngoukakunyuugakusya.pdf>

・学部の卒業生数、卒業率

<https://www.univ.gakushuin.ac.jp/about/sotugyousyasuu.pdf>

・大学院学位授与者数

<https://www.univ.gakushuin.ac.jp/about/daigakuinngakuijyuyosyasuu.pdf>

・進学者数、就職者数

<https://www.univ.gakushuin.ac.jp/about/sinngakushasusyusyokusyasuu.pdf>

オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

・開講科目一覧

<https://www.univ.gakushuin.ac.jp/life/syllabus/>

・授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画（シラバス又は年間授業計画の概要）

https://g-port.univ.gakushuin.ac.jp/campusweb_gk/slbssrch.do

カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

・学修の成果に係る評価（シラバス「成績評価の方法・基準」参照）

https://g-port.univ.gakushuin.ac.jp/campusweb_gk/slbssrch.do

・卒業又は修了の認定に当たっての基準（必修・選択・自由科目別の必要単位修得数）（履修要覧）

<https://www.univ.gakushuin.ac.jp/life/youran/>

キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

- ・ キャンパス概要、運動施設概要（キャンパスマップ）
<https://www.univ.gakushuin.ac.jp/about/Campusmap.pdf>
- ・ キャンパス概要、運動施設概要（校地・校舎、運動施設、教室等の面積）
<https://www.univ.gakushuin.ac.jp/about/sosikisetubitou.pdf>
- ・ その他の学習環境（図書館）
<https://www.univ.gakushuin.ac.jp/about/library.pdf>
- ・ 蔵書数・利用状況（図書館）
<https://www.univ.gakushuin.ac.jp/about/zousyosuriyoujyokyo.pdf>
- ・ その他の学習環境（スポーツ・健康科学センター、史料館、外国語教育研究センター、東洋文化研究所、計算機センター）
<https://www.univ.gakushuin.ac.jp/about/3center.pdf>
- ・ その他の学習環境（学部・大学院に所属する附置研究施設、さくらアカデミー）
<https://www.univ.gakushuin.ac.jp/about/hutikennkyusisetu.pdf>
- ・ その他の学習環境（校外施設）
<https://www.univ.gakushuin.ac.jp/about/kougaisisetu.pdf>
- ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
<https://www.gakushuin.ac.jp/houjin/kaikai/#gakuhi02>
- ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
 - ・ 学費に係る支援（奨学金）
https://www.univ.gakushuin.ac.jp/life/scholarship_undergraduate/
 - ・ 奨学金の給付・貸与状況
<https://www.univ.gakushuin.ac.jp/about/shogakukin.pdf>
 - ・ 進路選択に係る支援（キャリアセンター）
<https://www.univ.gakushuin.ac.jp/career/>
 - ・ 心身の健康に係る支援（学生相談室）
<https://www.univ.gakushuin.ac.jp/life/counseling/>
 - ・ 心身の健康に係る支援（保健センター）
<https://www.univ.gakushuin.ac.jp/life/healthcenter/>
 - ・ 学習に係る支援（ラーニング・サポートセンター）
<https://www.univ.gakushuin.ac.jp/life/lsc/>
- コ その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果 等）
<https://www.univ.gakushuin.ac.jp/about/disclosure/>
- 学校教育法第 83 条の 2 第 2 項、第 99 条第 3 項及び第 108 条第 5 項による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との

協力の状況について

- ・専任教員・実務家教員（法科大学院）

<https://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-law/lawschool/content/faculty01.html>

- ・授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画（シラバス又は年間授業計画の概要）

https://g-port.univ.gakushuin.ac.jp/campusweb_gk/slbssrch.do

- 大学院設置基準第14条の2第2項に規定する学位論文に係る評価に当たっての基準について

- ・大学院履修要覧（令和6年度入学者用）「学位論文等審査基準」

<https://www.univ.gakushuin.ac.jp/life/docs/%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E9%99%A2%20%E5%B1%A5%E4%BF%AE%E8%A6%81%E8%A6%A7.pdf#page=93>

（16） 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

① 全学的な実施体制

学習院大学では、内部質保証の推進方法のための具体的な取り組みの一つとして、FD及びSDの推進を掲げている。「学習院大学における内部質保証の推進に関する規程」が全学的なFD及びSDの推進機関として、「学習院大学FD・SD推進委員会」の設置を規定する。学長は、内部質保証委員会がまとめた自己点検・評価結果及び外部評価委員会からの提言を受け、改善の必要ありと判断した事項につき、FD・SD推進委員会に改善支援を指示すると規定する。つまり同委員会の任務、役割等は、内部質保証プロセスの中に組み込まれている。なお、同委員会の任務、構成等については、「学習院大学FD・SD推進委員会規程」においても規定がある（資料15 「学習院大学FD・SD推進委員会規程」）。

このような体制の下、以下の取組を実施している。

② FD及びSDの推進

本学では、毎年FD及びSD推進のための学内講演会・研修会等を実施し、その活動情報を公表している。例を挙げると、FDとして、本学の教職員を対象に、令和6年度は「ルーブリックの作成方法と活用」をテーマに、令和5年度は「生成系AI（人工知能）が大学教育に与える影響」をテーマに、外部講師を招き講演会を開催した。SDとしては、本学の教職員を対象に、令和6年度は「障害学生支援研修会」や「コンプライアンス研修会」をテーマに、令和5年度は「ハラスメント防止研修」をテーマに研修を行い、多くの職員が参加した。FD及びSDの講演会や研修会は、毎年それぞれ1回以上実施している。その他、全国私立大学FD連携フォーラム（JPFF）や日本私立大学連盟が主催するFD推進ワークショップ等へ参加を希望する教職員の派遣や、交流のある甲南大学、成蹊大学、成城大学、武蔵大学と本学の「FD・SD等の実施に関する包括協定」に基づいた会議において情報共有など

も行っており、各大学の FD 及び SD を担当する教職員が出席している。

③ 指導補助者 (TA) 研修

本学では、学部の授業の教育補助業務を担う指導補助者 (TA) を配置しており、配置の目的、業務内容及び対象となる大学院の学生の採用方法等を「学習院大学ティーチング・アシスタント規程」において定めている。令和 4 年の大学設置基準改正において、教育の質保証の観点から、指導補助者 (TA) 等に対して研修を行うことが定められたことを受けて、本学でも令和 4 年度より TA に対する研修を毎年度実施している。研修は、TA 制度の目的や TA の役割を理解し、知識・技能の充実にを図ることを目的に、外部講師を招いて実施している。

④ 本研究科独自の取組

本研究科内に、各プログラム別に FD 委員会を設け、それぞれ定期的に FD 部会を開催する。授業における各自の工夫や学修における学生の傾向などの情報を共有し、問題点や改善点について意見交換し、自己点検・評価と教育研究の質向上の議論が常に為される体制とする。FD 委員会の議論の結果は、研究科委員会に報告されて、議事録に残る。また、こうした取り組みは、本研究科の基盤となる国際文化交流学部内の PDCA サイクルの中でも、改善点に対応されてきているか、検証される。さらに学部から選出された委員を通じて大学全体の FD・SD 推進委員会へ報告され、総合的な評価・分析の対象に組み込まれる。

(17) 転入学する学生への措置

① 転入学に伴う入学予定者への情報周知

令和 8 (2026) 年 4 月を最短の目標として学習院女子大学大学院国際文化交流研究科を学習院大学大学院の一研究科として統合する計画について、令和 6 年 3 月 27 日付理事会での承認を得た直後の 3 月 28 日に、学習院女子大学の Web サイトへ「学習院女子大学大学院の学習院大学大学院への統合について」と公表し、広く情報提供を行った。

転入学の対象となる令和 7 年度入学予定者に対しては、入学者選抜要項の表紙に統合計画の概要と統合に関する情報を掲載する Web サイトの URL 及び QR コードを記載して事前の周知を図った。合否決定後には、入学手続書類とともに統合計画を記載した書類を郵送した (資料 16 「入学予定者に対する大学統合に関する説明資料」)。入学後は、学生と保証人を対象に転学承諾書提出に関する説明会を実施する予定である。

なお、令和 6 年 9 月末日時点で、転学対象となる原級者や長期履修者は在籍していない。

② 転入学に伴う教育条件の維持

令和 8（2026）年 4 月 1 日に学習院女子大学大学院国際文化交流研究科から学習院大学大学院国際文化交流研究科への転入学が予定されている在籍学生については、令和 7 年度の教育課程及び履修に関する事項をそのまま継続適用する。そのため、全ての学年の学生に対して、開設年度より教育を適切に実施可能である。なお、学則の附則に以下のように明記し、転入学する学生に不利益が生じないように講じた。

- ・ 「令和 7 年度に学習院女子大学大学院国際文化交流研究科に在籍する正規の学生は、同年度に修了、退学又は除籍となる者を除き、令和 8 年 4 月 1 日に、国際文化交流研究科の正規の学生として転入学することができる。」
- ・ 「この学則は、学習院女子大学大学院からの転入学者についても適用する。なお、当該学生の第 3 章（＝教育課程及び履修方法）、第 4 章（＝試験及び教育課程修了の認定）、第 5 章（＝学位）及び第 6 章（＝入学、専攻の変更、休学、退学及び留学）における履歴は、学習院女子大学大学院在籍中の履歴を受け継ぐ。」